

常勤役員退職金規程

一般社団法人全国鐵構工業協会

平成15年3月28日

(総則)

第1条 一般社団法人全国鐵構工業協会の常勤役員の退職金については、この規程の定めるところによる。

2 本規程において常勤役員とは、会務の執行に常時あたる専務理事及び常務理事をいう。

(退職金の支給)

第2条 常勤役員が退職したときは、退職金を支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、職員退職金規程に定める退職金支給係数に当該役員の基本給月額を乗じて得た額に基づき、会長が定める。

(在任期間の計算)

第4条 役員在任期間の計算は当該役員が役員に選任された日から起算する。

2 役員在任期間に1年未満の端数があるときは月割で計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(再任等の場合の取り扱い)

第5条 役員が任期満了の日の翌日において役員に再任されたときは、その者の退職金の支給については引き続き在任したものとみなす。

(その他)

第6条 その他本規程に定めなき事項については会長の定めるところによる。

附則

この規程は、平成15年3月28日より施行する。

参考：職員退職金規程に定める退職金支給係数

(抜 粋)

勤続年数	1年以上 2年未満	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
支給係数	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0	7.0